

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

関西労災職業病 No.46

関西労働者安全センター

1978.3.10発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

60円

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

も

く

じ

●78年の闘いに向けて

1→10

■新年号特別企画 その2 (全国から)

- 大分県職対協 □北部九州労働者安全センター □豊田青労闘
- 神奈川労災職業病センター □東北医療情報センター 多他数

●ニュース (前線から)

11→17

●健診部だより

17→18

全港湾塩回送分会

●第2回人民医療に学ぶ会

18

●黒川医療奨学会からのお知らせ

19

●ぶつとばせ改悪労災保険法

20→22

●労基則第35条改悪反対闘争

23

●1月分会計報告

24

新年号特別企画

七八年の間に向けて

(その2)

先号に引き続き、今月号は、関西以外の全国各地域の、健康を守る斗りの（もちろんそれに限つたことにはありませんが）中などな

報告です。個々にとり上げられる課題は違つても、誰がどの様にして健康を奪つていくのかを見る眼は共通です。二の腰を合わせ、よりは、芝りと敵の姿、やり口を見抜いて、こう

豊後といひの 健康を守ろう

● 大分県職対協

事務局長 野中 広樹

哀である

とこころへ、この近年健康を害して帰郷する者が相づぎ、検診の結果出稼（現在認定者約一編出）へ現在認定者約一四〇〇名）——トニナル工事の際、岩塵を多量に吸いこんだために

ち県内の石材労働者や千エンソ一使用者に振動病が発見され、一部地域に職対協が結成され、活動的で行政を動かすまでに至ります。このため、県労評会中心となって県や労基署交渉をくり返したり、行政当局は、（県内の出稼者数・振動器具・健診の実施状況・患者数などの実態を全く把握しておらず、このたに失す、職業病の未然防止・致済を目的とした組織の確立が急務）であると、昨年二月、大分県労災職業病安全衛生対策協議会（（略称大分県職対協））を結成した。以来、出稼者の労災認定に対する取り組みの強化、出稼ぎ先への働きかけを行っている

西以外の全国各地域の、健康を守る斗りの（もちろんそれに限つたことにはありませんが）中などな

報告です。個々にとり上げられる課題は違つても、誰がどの様にして健康を奪つていくのかを見る眼は共通です。二の腰を合わせ、よりは、芝りと敵の姿、やり口を見抜いて、こう

とこころへ、この近年健康を害して帰郷する者が相づぎ、検診の結果出稼（現在認定者約一編出）へ現在認定者約一四〇〇名）——トニナル工事の際、岩塵を多量に吸いこんだために

ち県内の石材労働者や千エンソ一使用者に振動病が発見され、一部地域に職対協が結成され、活動的で行政を動かすまでに至ります。このため、県労評会中心となって県や労基署交渉をくり返したり、行政当局は、（県内の出稼者数・振動器具・健診の実施状況・患者数などの実態を全く把握しておらず、このたに失す、職業病の未然防止・致済を目的とした組織の確立が急務）であると、昨年二月、大分県労災職業病安全衛生対策協議会（（略称大分県職対協））を結成した。以来、出稼者の労災認定に対する取り組みの強化、出稼ぎ先への働きかけを行っている

とこころへ、この近年健康を害して帰郷する者が相づぎ、検診の結果出稼（現在認定者約一編出）へ現在認定者約一四〇〇名）——トニナル工事の際、岩塵を多量に吸いこんだために

ち県内の石材労働者や千エンソ一使用者に振動病が発見され、一部地域に職対協が結成され、活動的で行政を動かすまでに至ります。このため、県労評会中心となって県や労基署交渉をくり返したり、行政当局は、（県内の出稼者数・振動器具・健診の実施状況・患者数などの実態を全く把握しておらず、このたに失す、職業病の未然防止・致済を目的とした組織の確立が急務）であると、昨年二月、大分県労災職業病安全衛生対策協議会（（略称大分県職対協））を結成した。以来、出稼者の労災認定に対する取り組みの強化、出稼ぎ先への働きかけを行っている

の必然的に全国各地の労基署が交渉相手となる。一、職業病の実態調査などに力を入れてきただけでなく、今年一月五日より一〇日までの六日間、久留米医大を中心いて五大学から四十二名の医師団を編成、四四八名の自覚症状訴え者を検診させた。結果は二月中旬頃)今後の取りくみの重 点は、

1. 労災認定の斗争
2. 出稼先の職場点検
3. 振動器具の実態調査

いうことである。
いすみにしても、「
命までは売らない。安
全はくして労働なし。
を相言葉に未組織労働者
者を重点として今年も

全力をあげる決意を固めている處である。

地区拠点として 本格的な活動の年

大分市寿町一三
肖勵福祉会館内

ハニスト突入決意を背景
署交渉で、業務外決定基
景に16時間に及ぶ労基
原処分を白紙撤回させ
ると共に、被災者や交渉
に参加した支援団体
にての謝罪文をから取
りに斗いは、3年間に
めたりへ準備会々を名
乗つて、労災職業病斗
争の地区拠点を目指し
て努力してきた北部九

労働者安全センターの成果である。

全国で初めてのワシン
マンバス運転士職業病
認定申請に対して、ズ
サンな調査と偏見と予
断にみちた政治的結論
としての業務外決定を
大衆的裏力斗争で粉碎
し、認定をかちとつに
その勢いにのつて、障
害児施設保母さんの職
業病へけいん・腰痛

斗争も労基局衛用医者の受診を拒否して認定をとることに成功した。人認定へとることだと、被災者を軸とする労災職業病斗争のひとつの闘門であつても、決して終着点ではない。被災者の原職復帰、乙度と同じ災害を繰り返させない職場環境の改善、要員の確保等、克服すべき課題が山積している。何よりも、被災者を出した企業の責任を徹底的に追及することが重要であり、認定をかちとることだ。



を含む討論を重ねる中で、地区的拠点としての安全センターの基盤整備を行つてきた。開校へ秒読みに入つている産業医大に対する最大限の反対行動を展開すべく、産医大阻止共斗の提起、産医大に反対するすべての人々の集い「開催準備等は、安全センターが北部九州における労災職業病斗争の地区的拠点として本格的に機能する前兆である。昨年夏、木俣で開かれた第4回九州住民斗争交流団結合宿では、労災職業病分科会が新田室労組会議室で開かれ、全九州レベルでの労災職業病斗争の出会いが初めて実現した。当面は労災職業病斗争に関する情報の集中とフィードバックが確認

され、安全セントラル機関誌「炎空」がその役割を担うことになると、少々気負った表現をすれば、北部九州での地区的拠点としてだけではなく、全九州の労災職業病戦線の構築と発展の推進力としての課題も背負っているといえる。

大の南校阻止に向け
集会準備のあわただして
ての中で幕をあけた。
めにいたしたちは、「産医
大」を短期決戦で片の
つく問題とはとらえて
いいが、労働安全衛
生法体制への反撃の展
望は、目前に迫ってい
る産医大開校に対し
全力傾注する中でしか
獲得できないと考えて

通鑑

北九州市八幡西区神原町4-3
北九州反公害センター 支付

造船資本の不況合理化攻撃による典型的な犠牲といえる。又、職場では、全員参加の「安全運動」が、職制主導で展開されている。やし、誰もせりさんは服装が乱れていっているだの、くぬえタバコをしていただの、あるいは、私は安全呼唱をしませんでした。」
の、相互監視から自己

資本と御用幹部の 職場支配総体を打ち破りう

● 二菱重工長崎造船労働組合

昨年3月末、長船で
“スホット業者”的死
七災害が発生した。原
因は、短納期の修繕船
工事の人手不足を、長
船に不慣れな他県から
の業者を入れてまかさ
ったこと（このよう
一時契約の下請業者
二とし、長崎造船所ほ
スホット業者と呼んで
いる）、人手不足が生
じたのは、下請労働者
の大量雇用による。

告まで「安全」に藉口しての労務管理は、職場規律の確立、資本の職場支配の強化に著しい効果をあげている。

労働者の命と健康を守るためにも、安全

斗争の強化は当然だが、そのためにも資本と御用幹部の職場支配統体

を打ち破る斗いといふ視点が不況深化の今年

はより大切ではないかと考えています。

長崎会議に発言する『準備する』

災争闘関係者が集つて今準備討論が進められています。当面は学習と相互交流ぐらいとしてできれば将来は「安全センターレ」的な役割を果したいといふのが夢です。

連絡先

福岡市飽の浦町一番六号
TEL 0958-61-2447

労働者のための医療を ● 「振動病」と取組む

新居浜医療生活協同組合

全国の労災・職業病と斗争する全ての団体・諸個人の友人に対し、新居浜医療生協より連帯のあいさつを送ります。当医療生協は「労働者のための医療を」の

スローカンのもとに愛媛県の新居浜市に建設され、既に5年を経ました。まことに、既に5年を経ました。また健診活動や診療行為の中から職場における健康上の諸問題にとり組み、針灸部門の設置により、一層、労災・職業病に対する取り組みは強められつつあります。

うとしております。二とりわけ、振動病ととりわけ、振動病の発生とそれとの斗争は重要な問題として受けとめ、現在運動を通じて地域医療・反公害の斗争をお

続けられております。新居浜地区にあっては、町自体が住友独占成長してきた地区であり、巨大な独占資本の一元的支配の貫徹され代化された工場とそのものと一緒に群がるおびただしい下請工場。過酷な労働条件とともに、下請工場へのその集中化。資本主義的労務管

いくぎりぎりの運動として発生しましたし、また、労働者全体の内要素として、則ち、本工請ばかりではなく、本工労働者自身に向むける問題として、労働運動の發展にとってきぬめの意義ある斗いとして、労働運動の貨を有していると考えます。現在では認定は目前に迫ろうとしています。

労災・職業病斗争を階級的な労働運動の足場を確く一つとして、今後全国の斗う仲間と連帯し進んでいきたいと思ひます。

新居浜市 新田町 19-5

連絡先

0897-34-0207

関西労働者安全センターの皆さんと、全国の斗う仲間の皆さんに、豊田地区よりばかられ連帶のあいさつを送ります。私はここ数年間、私達はトヨタ自工労働者戦線の仲間を先頭に、トヨタ自工での労災・職業病斗争に取り組んできました。

トヨタ自工は、市の名前を自分に合わせて変えさせることにみらい山るよう、地域での絶対的支配を確立しました。そして地域では上げ、工場内では御用労働者監視体制を作り、

**会社(トヨタ)に“労災”を口にする
敵対?!**

組合と一緒にしたて彈圧体制を完成させ、下請けも含めた労働者に過酷なライン労働を押し付けきました。

この中で、“労災”の言葉すら、アカレの言葉で、私のケガは労災ではないかと労働者が発言することには、会社に敵対することになります。しかし、556件続いた。そこで地域では、工場内では御用労働者監視体制を作り、工場内では御用労働者監視体制を作りました。医者・弁護士等の専門家なしで今まで斗争を行ってきましたが、前述のような雰囲気の中では、立ち上がる労災患者は体が悪いため仕事ができなく、私病扱いならば、退社せざるを得ないところまで追いつめられた人が大部分です。二人達に私の病気は労災です」と会社に申し出をされ、会社側に非人道的行為を恫喝をやりたいだけだけに、やらせた後、私達がそれを公表して、労災の取扱いをやらせたままで、これまでのバターンでした。



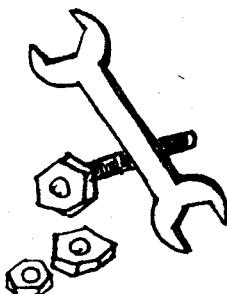
考えています。

”愛知労災セセタ“ 設立準備中

今後は、労災センタのようは専門機関として労災を正面にすえた斗争をトヨタに対し愛知県段階で作り出します。

当面、豊田地域で労災の専門機関を今年度中に作る準備をすます。セセタレ設立の準備に取りかかりました。形をなすにはまだ相当の努力と時間がかかると思ひますが、私達も出来る限りカンバラつります。

豊田地域より労災職業病斗争の前進が報告でござるようかんべります。
変らぬ御指導・御支援をお願いします。



政府・資本一体の攻撃をはぬかえしてきた。昨年3月には石田前労相の国会答弁を引き出すことによってケイ腕・腰痛・むちうち症等治る可能性のある被災者の年金移行を首切りを完全に阻止したのである。

内閣無用の
強権行政には
絶対屈さないゾ

政府・資本の一 被災労働者切捨てを 許さず、斗い抜こう

●労災保険法改悪阻止実行委員会

体制的危機がますます深刻化し、「不況」の名のもとに人べらし合理化・首切り攻撃が

出てきている。
私は一昨年3月結成以来、労災保険法改悪阻止、被災労働者の切捨て、年金移行による首切り攻撃粉碎にむけて斗ってきた。この間、関西の斗う仲間との共斗をかちとり、最初から年金対象でないことが明らかにされ、年金ふるい分けに必要だと称して、未

6

提出者にとく促状を2
回出し、前代未聞の7

提出命令書を発令した。さらに「どうしても拒否する人は権利放棄とみて休業補償の打ち切りも当然考える」と、被災者切り捨ての姿勢を露骨に表めてきて

私はこのような不当な恫喝には絶対に屈することはできないし、最後まで被災者の生活と権利を守り抜く決意でいる。

着々と進む
政府・資本の体制整備
二万種以上の組織を

労災職業病問題は、人間性無視の生産様式や労務管理体制、そして資本の内立基盤そのものに触れる問題である。

か故に、政府・資本は被災労働者を何としても職場から排除し、抹殺したいのである。¹⁷⁶年労災法改悪、¹⁷⁷年刑法改悪の先どりともいえる労安法改悪の強行が、被災者の首切りを狙う。

きる医師・治療機関の整備・協力体制確立を通じて、被災者の結集組織化をはかり、震災における“安全センターワーク”的な実現に向けた具体的な討論を是非とも

東京都港区赤坂5-3-3

東北大学鳥飼内科学系生体実験室 控訴審第1回公判に支障なき

一九七三年（昭48）年
提訴以来、5年余に亘
つて争ひ出てきた「東
北大学鳥飼内科生体実
験」糾弾の民事訴訟は
去る一九七八年（昭52）
一年11月に判決を下され
ました。裁判長は、「
遺族・告発する会の「
不必要な検査に便乗し
た生体実験である」と

「う主張をしりぞけ、
しかも、こうした生体
実験を必然的に生み出
す現在の大学病院の構
造・体質については、
一言も触れることなく、
单纯な医師の不注意で
あるとして、総額35
ワーワ円余の賠償支払
いを国に命じました、
判決の内容及びその

- 7

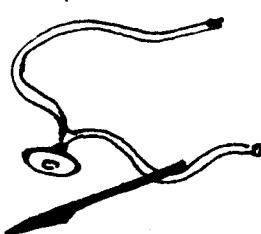
後の大學病院當局の方
應は、患者の人權を無視した医学研究の廢絶をめぐして斗争してきた遺族・告發する会にとては、まさに許せないものです。遺族は「生体実験である」という主張を高く掲げて早速、高裁に控訴の手続きをとると同時に、井上正治氏を団長とする弁護団を編成しました。

成しました。告發する会は遺族の決起に応え、最後まで支援の斗争を続ける覚悟です。これまで長い間に亘り、遺族・告發する会を支援して下さった全国の皆さんに、この紙上を借りて御礼申し上げると共に、今後より一層の御支援をお願い致します。

連絡先

仙台中央郵便局

私書箱 二〇四号



で活動を続けています。研究会は月1回第2水曜日に定期的に開催し、労災・職業病の基礎理論の学習と運動の交流の場として機能しています。

今後も関西のセンターハウスで、運動の発展を期したいと思っておりますので、研究会への参加を要請します。

尚、広島で問題となっている労災被災者に

対する解雇攻撃に関するアピールを左に記しましたので検討下さい。

労災職業病研究会の活動から

宇土 博

労災被災者の解雇攻撃：

労働者との交流を重ねて
きています。交流の中でもりわけ
の存在を強く感じています。
ところです。

一昨年10月より、広島の地に於る労災・職業病斗争の交流の場と業病相談窓口を開設し、現在まで労

働者との交流を重ねて
きています。交流の中でもりわけ
の存在を強く感じています。
ところです。

昨年6月より、運動の展開を期すため、県内の労組・罹病者に呼びかけ、労災職業病研究会を結成し、現在ま

桑原さんは市内理研産業でトレーサーに就業後、劣悪な労働条件と作業条件の内で頸肩

障害に罹患されました。昨年労災認定を受けましたが、企業側が労災を認めず、不当な対応を現在も継続しております。

現在理研産業を相手どり、損害賠償訴訟を提起し、斗争を続けています。が、今月になって会社側から、ハビリ勤務と認めず、休業期間の切れる2月10日で解雇、といふ攻撃をかけています。組合として撤回の取組みが行われていませんが、これは桑原さん個人にとどまらず、職業病罹患者全体にかけられて、いる攻撃であり、撤回にむけに支援をお請します。

連絡先
広島市西区西町2-5-9
0822-63-0850

神奈川労災職業病センター設立

全国労災職業病センター

● 神奈川労災職業病センター

近藤 格一郎

(全国の被災労働者の
皆さん、労災職業病を
斗う仲間の皆さんに、
神奈川労災職業病セン
ター設立の報告を送ります。

京浜工業地帯 に十の火の手

神奈川では、一九七〇年に始まるゼネ石精有機鉛中毒労災認定斗争を頂点として造船・金屬・電気・自動車等の民間産別で、又、保母・看護婦を中心とした自治体労働者の腰痛

得なかつた被災労働者の数は知ることさえできません。

このよう中でも、日本钢管鶴見造船所の小野隆君の腰痛認定斗争は、実に痛快な斗争になりました。ここで詳しく述べることはしませんが、一方では、京浜工業地帯を背景として、大企業・大独占がひしめきあうなかで、資本の労務管理は想像を絶するものがあり、とりわけ被災労働者に対する攻撃は、資本と一体化した丁寧労組の敵対とありま、て非常な苦化しました。丁寧労組の敵対を強いられ、孤立させられてきたといふのが現実であります。そして、自らの病び仕事によるものだと自覚しながらも、それを口に出すことさえできず、

「澙湾病」集団検診 セミナー設立

三月をあきらめざるを得なかつた被災労働者の数は知ることさえできません。

このよう中でも、日本钢管鶴見造船所の小野隆君の腰痛認定斗争は、実に痛快な斗争になりました。ここで詳しく述べることはしませんが、一方では、京浜工業地帯を背景として、大企業・大独占がひしめきあうなかで、資本の労務管理は想像を絶するものがあり、とりわけ被災労働者に対する攻撃は、資本と一体化した丁寧労組の敵対とありま、て非常な苦化しました。丁寧労組の敵対を強いられ、孤立させられてきたといふのが現実であります。そして、自らの病び仕事によるものだと自覚しながらも、それを口に出すことさえできず、

ました。

また、同時に、登録する全港湾労働者と組織病への認定斗争に向けた、その態勢が着々と準備され、「港湾病」集団検診実行委員会の結成に当て、全神奈川の労災職業病斗争が大きく前進する展望を見せる中でセンターセンターは終了しました。昨年暮から今年にかけて討論を積み重ね、一月の精労組合の共同アピールを受けて神奈川労災職業病

ここ数年来の不況の中、政府・資本の合理化攻撃と、雇用久停上げかげといふ恫喝に労働組合もこの工具の中に引きつい込まれたり、反対闘争がいつのまにか離職者法へ構造不況業種指定期等という首切りを前提としたものにすり替り、敵の攻撃に屈服していく中で労働者の生命と健康は無視されんとしています。

私連神奈川労災職業病センターは、切り捨てるにあらず、斗争の陣型を強化していくと同時に被災労働者の自立と解放をめざす、被災労働者自身の団結体の建設に向けて努力を集中し、先に述べたよ

改悪によつて、被災労働者の首を切り、職場建設に向けて努力を集中し、全国的斗争の一

全国の仲間と共に 政府資本の 目論見を打ぶる

は、労安法改悪によつて、労災職業病の発生源での労働者の斗いを封じ、このままでは労働者の怒りの声が労働省・審議会に向けられ、全国的な労災職業病戦線の一翼を担う行政が職業病を定めるといふ職業病の範囲を著しく狭め、被災労働者を露骨に切り捨てるという攻撃をかけています。

この子供は敵の一員として系統的な攻撃に対する抗争として、全国的な被災労働者の怒りの声が労働省・審議会に向けられ、全国的な労災職業病戦線の一翼を担う行政が職業病を定めるといふ職業病の範囲を著しく狭め、被災労働者を露骨に切り捨てるという攻撃をかけています。

被災労働者の自由と解放をして

連絡先

横浜市鶴見区鶴見町255

フ3321コ-ボビル5A
045-573-4289

前線力

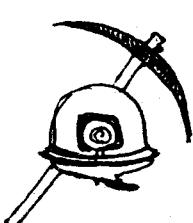
京 都

丹波地方健診結果報告書の検討会

受診者の半数(80名)は
マンガン中毒の疑いとの結論

3. マンカン集団に対する精神・神経科学的検査で要當を示すものが極端に少ない。自覚症状と他覚所見との間にこのほどの差があるのは異様である。

2. にもかからず、結論を引き出すに



あたって、自覚症状
調査と疫学調査の結果が無視されていて、
という事で反対した。誰もが、せっかくこれまでの調査を行われながら、その結果が被災者救済に活かされていいしないとして、これでは水俣病の二の舞だとしての怒りの声を出された。

大阪

労働時間の「」話題に 歯止め！…未払い分を申告

15分/日 の 賃金

「賃金未払い」として
申告したものである。

住友電工の斗う労働者
は、現在西野田労基署に
対し、住友電工が昭和46年1月から52年
末日までの間、始業時

10分、終業時5分の計
15分の時間が労働時間で
あるにもかかわらず賃金
が未払いになると、労基法違反

申告を行ひ、斗争を続
けている。この問題につ
いては、52年の7月から
15分の不明確な時
間にありとして労働
時間であるとして労
働時間であるかないかの
判断を労基署に求めて
いたが、判断が得られ
て、昨年暮に、

あることは認めているが、理由で一度は労働時間でないしという結論を出しかけたが、労働者有志はこれに反発し、労働時間でありますと証明するとい
う結論を引き延しだけ延
したあてく、今年の1月の段階では「問題が
何とか連続斗争に入
り、2月18日の交渉では岡田署長は「何と
いふに歯止めをかけた
い」という意気込みで取り組まれてい
る。」

大阪

組合結成以来3年 労災と斗争続ける

○全金 三和電器支部

全金三和電器支部は
50年に組合を結成して
以来一貫して労災と斗
っている。職場は

細かい回路の検査
部内では複数低下、銅
板の印刷部内ではケイ
腕・フレット基盤の持
ち運びで腰痛などの職
業病が発生している。
これまでに支部は、
ケイ腕で休業中の労働
者の企業内補償をとり
換査部内では照明を改

全港灣

全港湾は毎年単産として埠災職業病交流集会を開催している。労災斗争は今やどこの单産も重要課題として取

りあけていろが、その
経験交流集会を行つて
いるところはまだまだ
少ない。

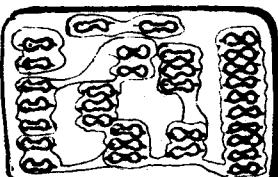
に湯川原がその第4回
が開かれた。関西本
の神戸支部・沿岸南支
部(現大阪支部)の
強い要望を本部が受け
て開催するようにな
た経緯からして、当初
は全国の各地本が関西
地本に学ぶ、という性
格であった。が、第4回
を数える今年は、ど
の地本も具体的な課題

二のアンケート調査
をもとに、関東地本横
浜港分会と九州地本南
山支部では自主健診団
の結成にまぎ運動がす

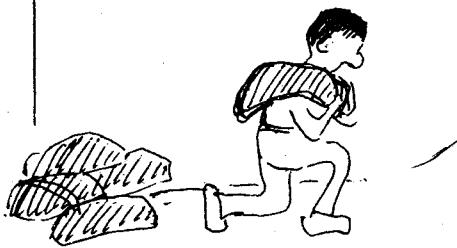
会で報告された。腰痛・ナイン腕に代表される運動器障害と、胃腸病と高血圧症に代表される内臓疾患がからみ合って、港湾労働者の健康破壊はすさまじい。(資料アリ)

善させると、いう成果を
斗い取つてきただが、
次の課題は腰痛問題で
だと取組みをはじめた。
この様に課題をつかむ
事ができることで、アン
ケート調査を実施した
り、職場委員によつて
職場の仲間の健康状態
を把握するなど頃から
らの努力の積み重ねが
あるからである。

腰痛被災者と職場委員を集めて腰痛学習会も開かれた。労研の坂井医師と安全センターの河合から「労働者の調子にあわせて機械が動く」ではなく、その逆だから職業病は起きる」「健康破壊だけではなくて生活破壊も含めて病気をみなげればならない」と等の問題提起を受け、活発な討論が



いかげ、その一年間の成績を報告する集会へと変質してきている。集会では、港湾で急激に合理化がすすんでおり、それが不安と健康破壊をもたらしている事が生々しく報告されていた。また、労災問題の全地本への波及と、いう状況を踏まえて、本部は昨年末に全国一斉アンケート調査を実施し、その結果も本集会で報告された。腰痛



すみられとおり、関西での自主健診活動のさ
ミリフィルムも上映さ
れた。
更に労基則改悪問題
が討議され、本部委員
長が先頭に立って総評
や他の単産のオルグに
走りまわして、いろいろ事が
報告された。産業医大
設立反対も決議され、
「大學生に任せていても
労働者のための医者は
できない。医学学生比医
者の教育は我々労働者
の任務だ」と提起され
た。

大阪

南大阪労働者診療所総会

加る

医師の報告の報告のあ
と、人民医療同盟の行
動綱領の問題が議論さ
れる。



大阪

診療所運営季の大衆化と強化を



2月26日 南大阪労
働者診療所運営委員会
は事務局会議を開催し
た。今日まで、労働者
診療所を設立し、その
中で運営委員会を設立
し、運営の原則・方針
を決定していくといふと
う確認はされながらも

人が多數集まつた。
南大阪労働者診療所
へ松浦診療所の開設
と、それを担つた労働
者の斗いによる運動の
盛りあがりもありて、
岩井会での討論は活発
であつた。

まだまだ運営委員会自
体が大衆的運営を確立
していいの、実情で
ある。しかし現
状を打開するには急
務であり、そのための
広汎な討論と活動の必
要が話し合われた。
運営委員会の強化と

ゆるなど、新しい時代
への斗いに対する確
信のための内
容の討論であったとい
える。

大衆化が診療所の日常
体制の強化と結合する
事によつて、本当の人
民医療運動のバネには

る。いくつかの問題を
かかえながらも、斗争は
進もうとしている。

名古屋

フオーランフト運動手の

ケイ腕を認定せよ

船出する名古屋の安全センター運動

昨年の1月日に引き続き、名古屋でオーバーフラッシュ職業病と斗争の「労災職業病と斗争医師・医学生・労働者交流会」が2月4日開催された。ともかく寄り集まると出發した名古屋であつたが、早速未組織労働者から連絡があり、集まつて出發した。相談がそこそこまわった。長年フオーランフト運動をし、4年前にケイ腕を発症しがらケイ腕の診断すら得られ

Aさんの認定斗争に全

労災職業病

毎月 5日 発行 (月刊) 200円

連絡先 日本鋼管鶴見造船所
小野君の斗争を支援する会

連絡先

横浜市鶴見郵便局 私書箱 13号

力をあげ、何か何でも認定をとり、その成果をひこせて更に多くの人たちに呼びかけよう」と確認された。Aさんは自身を「私の認定がどう山なら、次は他の苦しんでいる被災者のために働きたい」と述べた。また、同時に豊田地区労争で、対トヨタと、対トヨタ労連の総評組織への蚕食に対する抗戦線を形成しようとした。その後、Aさんの認定斗争は「交流会」の苦しんでいたAさんから、病院を転々として困らでゐる。それも、福岡の西鉄ファンネンバス園運転手吉川さんのヒジ痛・ケイ腕認定の記事を新聞で読み、吉川さんと連絡を取り、北九州安全センターから南へ新潟セントラルへと移動して名古屋へとリレーされて下ものである。Aさんの認定斗争には、第2回の交流会では

今後更に当時の作業量を基く追及によって、今後更に当時の作業量をメドに認定すると約束した。次の交渉がヤマである。

医師・労働者の協力を得て意見書を作りに行かれて、2月18日には名古屋北署に20名で詰めかけ歩きを行われた。フオーランフト運動手のケイ腕は前例がないのでむずかしい」と言つていた監督署も、自己意見書と医師意見書に基く追及によって、区労争で、対トヨタと、対トヨタ労連の総評組織への蚕食に対する抗戦線を形成しようとした。その後、Aさんの認定斗争は「交流会」の

2月5日

福岡県小倉市

に反対する全ての人
の集いしの集会が、
北部九州労働者安全セ

医大が設立されることは
によつて、職業病かく
し、労働力の差別が一
段と強化される危険性
が強調された。

会実行委の主
催で行われた。

これは今年4

月に産業医科大学
が開校さ
れるのに対し、
反対運動を盛
りあげてい
る催されたも
のである。

集会の講演

には、大坂、東
京などから約
百名が参加し、
労働運動・学
生運動などそれ
ぞれの立場か
ら産業医に對
する告発と、
産医大開校阻
止に向けた決
意が語られた。
また、集会終了後各地域
の代表が集い、
全国産業医大阻止共
斗の結成を確認し、
当面の課題として3月
24日入試当日の行動を
決めた。

南北の4つのブロ
ウクが東西
にわけ、府下14ヶ所あ
る監督署を各ブ
ロウク指揮し、被災者
の役割を指揮し、
産業

2/5 大に産業医反対する全ての人々の 集会を開かる

北九洲

島田が立ち、白こう病
林業労働者の白こう病
争の経験を踏えて、
産業医と呼ばれる専門
家の反労働者・被災者の
役割を指揮し、産業

1 全国産業医大阻止共
斗の結成を確認し、
当面の課題として3月
24日入試当日の行動を
決めた。

タ一所長の五
害職業病セ
斗争の経験を踏えて、
産業医と呼ばれる専門
家の反労働者・被災者の
役割を指揮し、産業

には高知県公
害職業病セ
斗争の経験を踏えて、
産業医と呼ばれる専門
家の反労働者・被災者の
役割を指揮し、産業

**同盟の活動を
より組織的に
ブロウク体制を確立**

にやりふり
監督署の事
案は西ブロ
ウクが責任
をもつて運動していく
という体制をつくりま
した。

今年には、これから
同盟の活動をより組織
的にやるにはどうした
らよいかといふこと
を考えられてきました。
それは、傷病年金の斗
い・個別認定斗争・他
の組織への支援斗争と
連日のよう活動スケ
ジュールがつまけてき
て、増える一方の同盟
員の声になれば応え
きれない状態にな
きたからです。

そこで、同盟を東西
連絡係・会計係・集会
での議長をきめること
などを予定していきます。

大阪
**大阪府被災労働者同盟の
活動から**

の監督署の事案でも、していいだらと思いま担当のブロウクが責任をもつて担えるようになります。

東京・神奈川で

交流を重ねる

大阪府被災労働者同盟は2月末から3月初めにかけて、会長・副会長等が相次いで上京し、東京・神奈川など被災者団体との交流を行った。2月22日、3月1日には今年1月末に結成された神奈川労災職業病センター(鶴見)と本鋼管鶴見造船の労働者の組織化につい

て、大阪では、大阪での斗いをもとに、熱心な話し合いで行われた。2月23日に続いて、東京の神保町に新しく設置された労災保険法改悪阻止実行委員会全般を通じて改めて確認されたことは、多くの被災労働者

が家を組織することの重要性について、またの方からは、精力的で二まめな行政斗争の経験が話され、それぞれに交流された。

は決して家で寝ていろことを望んでいるのではなく、遂に斗う組織に参加し、共に斗っていくことを望んでいた。被災労働者同盟では、今後とも精力的に交流・支援を行うことをきめている。

健診部だより

3度目の自主健診

全港湾大阪支部塩送石精労組・全港湾横浜港分会・横浜市從業者病センター(鶴見)と

両社と職場病で生じうる現実を目にした。そこで、予防や早期発見・早期治療の重要性に気つき、職場改善や自主健診活動に強力に

取り組んできた。

日本虚回送機では塙

のバラ扱いをやめ、重

量物運搬を減らし、第

一商事(株)では機械改善

や吸いん装置の設置な

どをかちとるとともに、

50年より、組合と協力

機関による自主健診を

年一回行なってきた。

第3回目の自主健診

が、去る1月11日へ松

浦診療所で血液検査・

検尿・レントゲン・心

電図・肺機能検査)と

19日(職場で診察)が

行なめられた。

結果報告が最近行な

われ、高血圧症や腰痛

症・肝炎などで要治療

者数名と、検尿検血の

要精検者数名が発見さ

れていた。

かなりの職場改善が

はじまっている。

オ2回人民医療に学ぶ会

全国から約30名参加

2月17日南大阪労働者診療所で
第2回人民医療に学ぶ会が開かれ、
東京・神奈川・金沢・大分・広島
徳島など全国各地から約30名の人
々が参加した。

無産者医療運動の経験を我々が
真に継承するには、労働者農民の
斗争の歴史を知らずしては不可能
であることから、市川正一著の日
本共産党小史の学習を行ってゆく
ことが提起された。岩井会の堀口
活動の総括をしないまま進めら

れた事が現在の党的変質をも
たらした原因の一つであると
の観点から、戦前の労働者人
民の斗争の素晴らしい成果、
その革命的樂觀性、創意工夫
などが参考した。

と向題点、今後の方針について
の話を聞いた。又、二の様な労
働者、住民の針灸習会に対し権
力側が各地で様々な弾圧を強め
ていることも報告された。そし
て、弾圧をほね返すには一層効
果的に行なうと拡げてゆくとの他
は自分達の手で斗い取つていく
運動を下し拡げてゆくとの他
はいいことび確認された。ま
た最後に、各地の活動について
の交流が夜遅くまで続けれられ
たが、岩井会から、人民医療を実
践し斗つている全国各地の人々
の訪中団を結成しようとの提案
がなされ、早速中国領事館への
申込をすることが確認され

重症者はなく、症状の
軽快した者も見られた
が、未だ疲労性の病気
(腰痛・高血圧など)が
かなり多くに見られ、
胃腸障害・高血圧など
かなり多くに見られ、
健康管理の
課題を残していろ。

命と健康を守る会
医療従事者を目指す人々へ

◎ 黒川医療奨学会からのお知らせ ◎

生命と健康を守る会は、昨年
生命と健康を守る斗いの中から
黒川医師を中心にして黒川医療奨学会を設立しました。

この奨学制度は、人民大衆の
命と健康を守るために協力して
くれる医療従事者を育成するため
め、看学生や鍼灸師・医学生などに
どに次に掲げる総則にのっと
て支払われるものです。

生命と健康を守る会
黒川医療奨学会規則

(参考)
生命と健康を守る会規約

第3条 本会の対象者は、現実
の医療の荒廃並びに矛
盾に対し、直面に取り組もうとする者とし
て、学業優秀・身体強健にして、学資が乏しきも
のに対し、黒川医療奨学会の推薦に基き、学
資を援助する。

募集要領

- 受付 3月30日まで
- 人数 4人
- 必要書類 入学予定校(又は在学名
(在学の時は在学証明書)
戸籍抄本、又は現住所を証
明するもの)

現在二の奨学金制度の受け付けを左記の要領で行っています
ので、希望される方はどしどし
申し込んで下さい。又、知り合
いの方ひ適任の人へいろ場合も
紹介下さい。

第一 章 総 則
生命と健康を守る会
黒川医療奨学会規則

第二条 (目的)
生命と健康を守る会規約

- 本会は、医療社会問題の根源
を守る会黒川医療奨学会と称す。
本会は、生命と健康を
守る会の趣旨を理解
- 本制度は、生命と健康を
守る会の趣旨を理解

に及ぶ。

● 連絡先 大阪市港区弁天二丁目一三〇
松浦診療所内 三石博行まで

TEL 06-574-8010

改悪の労保法

と
ば
せ

大阪

実行委の要求を はば全面否定

2月20 大阪労基局が要望書へ回答

2月20日、大阪労基局は労災
保険法改悪糾弾実行委（代表岡
田義雄氏）に対し、「当局メモ」
なるものを提出した。これは実
行委が昨年12月12日付で提出し

症状照会の提出命令を境目に
して、被災者の労働行政に対する
不信任はますますはつきりした
ものになつた。依然として提出
拒否を続けていた被災者も、止
むを得ず提出に応じた被災者も、止
共に力を合わせて斗争へいかねば

ならぬ。2月23日には東京労
基局が提出命令を一部につき徹
底して回し、症状照会提出不要の決定
をし、敵陣の一画に穴があいた。
国会においても問題になつてしま
ている。強権行政に屈すること
なく斗争の戦線を拡大しよう。

ていた7項目の
要望書に対する
回答として最も
のである。その
全文について掲
載するのは困難
である。以下
のようになる。
一 読しても明らかなように、
実行委がこれまで労基局と続
けてきた話し合いを全て無にしてしまふに近い不当なもので
ある。とりわけ文渉権一話し合

二、文渉権の確立について一本
人には説明するがそれ以外とは話しあうつもりはない。
三、年金移行の基準について
症については、大臣の国会答
弁、附帯決議を尊重して決め
るが、その他については診断
書によるもので一般的な基準
はない。

四、年金移行後の隨時申請につ
いて、特に必要としない
五、説明会の開催について、そ
のつもりはない

六、年金移行により、解雇制限
が解除された被災者の保護につ
いて、一労使間の問題であり、
行政として介入することはし
ない

七、「集団陳情お断り」の貼紙
について、一秩序維持のため、
撤去の意思はない

なので、その大要を示すと以下
のようになる。

一 症状照会の提出命令につ
いて、既に提出へ協力したりただ
いたので問題は消んでいい。

いの制限や否認については絶対に納得がいくものではない。

不当な回答への 反撃を確認

3/3 実行委全体会議

このように不当な回答を得た実行委では、事務局会議で反対の意を確認し、3月3日に全体会議を開き同題を検討した。

会議では、1月段階で局が口頭で確認したこと(1)症状照会定期報告は治ゆ認定には用ひない。(2)被災者同監・実行委とは個別被災者の年金移行問題では十分に話し合つて、いく最底の線すら今回の回答では反故にされていることをはじめ、全面的に不服であることを確認し、再度大阪労基局の姿勢を改めさせることを始めたことが確認された。また同時に、斗いの大衆化を図るために職場学習会の準備などを始めていくことを決めた。

東京

「届書は不要」と東京労基局

提出命令の例外を認めさせてる

*労災保険法改悪阻止実行委員会

阻止実を中心とした症状照会拒否の斗りに対し、この間東京労基局は規則を立てて届書の提出を強要してきた。さらには届書と全く同一に年金不るい受け

休業に至つているが、今年一月には「4月初めから就労訓練可能」との診断書も出ていた。所

届書と全く同一に年金不るい受けを目的とする「定期報告」が一年半以上の休業補償請求者全員に機械的に送りつけられ、被災者との言ひ分を聞くこともしない

届書連絡に即してとり扱い、届書は不要と確認していたが、局はこれを無視して届書を強要し、提出命令までもかけてきた。大臣答弁、一九二号通達からも、年金に該当しないことは明白であり、届書の強要をやめよとい

う迫つてゐる。

このような状勢の中、2月23日、症状照会に関する東京労基局との交渉で、次長を追及した結果、遂に、個別事案ではあるが、ケイワの被災者にかけられた提出命令を撤回させ、届書が不要であることを確認させた。

日本水産の安井さん(ケイワン症)は、一昨年9月より通勤訓練を開始、その後出産したため

う追及に対し、局は「規則で決つている。全国の不育率をなくすためだ」「安井さんは不服申請をしたのだから、その中でやれる。ここでは話さない。文書で回答する」とまたもや規則をふり回そくとしたが、二時間に及び追及に責任のがれでござらず、「次長の責任で届書なしでとり扱う。労基署にも徹底する」と確認し

たのである。

さうに労災法47条の3による
給付の差止め、打ち切り問題でも
その不当性を追及し、「具体的
な事実関係をもとに慎重に判断一
判断基準に大臣答弁、一
九二号通達を入れて行つ」と確
約させた。

東京の成果を

一般化せんの式を

今回の成果を突破口に、この
とり扱いを一般化させ、不当な
給付差止め、打ち切り攻撃を粉
砕していく。被災者切り捨てを行
政を改めさせ、すべての被災者
が安心して治療できるよう、被災
者、労働者との話し合いを十分に
尊重させるべく、今後も粘り強く
斗つていきたい。

土井氏は、昨年の石田労働大臣の答弁や基発一九二号通達から
判断して、明らかに傷病年金に
該当しない被災者にまで一律
に提出命令をかけるのは、被災
者に対する無用の不安を与える
もので行きすぎではないかと追
及した。これに対して政府は「
規則だから」とか「殆どの人
に提出していいぞ」といふしな
どと、いわゆる官僚答弁に終始
したが、藤井労相は、提出命令
を指示した通達(六一七号)につ
いてはその見直しを約した。

国会

3月1日、衆議院予算委員会

*土井たか子議員が
政府を追及

症状照会の
問題は行かず

第8回研究者交流会の おしらせ

● 時 3月18日(土) 午後 5時より

● ところ 松浦診療所 Tel 06-574-8010

環状線、地下鉄中央線 弁天町駅より
歩いて5分

● テーマ 農薬公害裁判について

(大阪大学 中南先生を囲んで)

前回 中南先生が都合で欠席されたため 今回へ持ちこいとなりました

修正案に「」ま代々へ承す

斗ハの継続を

労基則オ35条改悪反対斗争

大きくなり、二水うの動きに労
内省側が失手を打つて謙歩案を
出してきたとみるべきであろう。

労基法施行規則オ35条の
改正作業は、労働省当局の当初
の思へくを外れ、2月1日中央
労基準審議会議アの方針から
2月22日の合同小委員会へ中基
審と労災審の代表による合同委
員会における、労側の主張
の一部を認める形での「修正案」
の提出と大巾な変更を余儀なく
させた。

これは労働省作成の改正原案
が労側委員の賛成にもかかわ
らず、全港湾・新開労連など、
今までから職業病斗争に熱心に
とり組んできた単産などからの
批判を受けたこと、及び、原案
者団体や下部労組・産業復生學
會有志等車門家などからの反対
運動のもり上る気配がにわかに
ない。修正案に「ま化され
ることなく斗争は継けなければ
ならぬ」とある。

変わらぬ改悪の骨組

頸肩腕・腰痛症等の弊を原案
より少し広げる。各項目につき
の他、「癓癒症」を復活させる
反対を主な内容とする「修正案」
は3月9日中基審議ア・同中回
公聴会(東京・大阪)・4月1日
施行の予定となつてゐるが、果
してこの修正によつて、労働省
の当初の改悪の意図が消えたり
職業病を「症状・障害の限定」
でもいうのだろうか、否である
詳しい分析についてはともかく
の業務へ職種の特定してい

大衆斗争の立おくれ

克服する努力を

ここ最近、労基準の根幹をな
す主要な法律・規則がたて続け
に改悪されてきてる。にもか
かねらず、そこで共通してい
のは、東京の中央官庁周辺で起
つこりるこしが、労組や被災者
団体など一線で斗つてつる人々
に伝わらず、反対運動の大衆化
をいつも致命的に運うさせてしま
うといふことである。このよう
なことを繰り返してはならない
各種の審議会には労側委員が
選ばれていて、これらの人々と
の連けいを強めていくなど、悪
循環は正のため努力しなければ
ならないだろう。

1978年

1月分会計報告

収入

会費	101000
カンパ	205200
機関誌	28240
パンフ	22400 ①
資料代	2080
計	358920

支出

事務費	3330 ②
活動費	47280 ③
機関誌	50300 ④
郵送費	3535 ⑤
人件費	220000 ⑥
計	324445

1月分収支 + 34475

先月からの くりこし	746211 (+)
2月への くりこし分	780686 //

- (註) ① 住電券災パンフ D主
 ② 2月分事務所部屋代、共益費は未払い
 ③ 香川出張交通費(2人分)
 事務局員通勤定期代
 12月分電話代 等
 ④ 43・44合併号印刷量
 ⑤ 振替手数料、速達料のみ
 (機関誌郵送費は今月はなし)
 ⑥ 事務局員(4人) 1月分

会費 或いは機関誌代の納入のお願いが
 お手元に届きましたら できるだけ早く、
 納入下さるようお願いします。

案内

W.ユージン・スミス写真展

水俣

3月7~12日 京都市美術館

大人 500(税込300) 中高生 300(税込200)

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

第46号

昭和53年3月10日発行（毎月一回30日発行 但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋筋5-19-4